

兵庫県立農林水産技術総合センター研究員受入要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県立農林水産技術総合センター（以下「センター」という。）に、都道府県、市町、大学、農業大学校等、農林水産業団体、諸外国、その他農林水産業に関する試験研究又は普及指導を行う法人（以下「申請者」という。）の申請により、センターを開放してその施設等を使用させて技術知識を交換し又は試験研究等に関する技術（普及方法に関する技術を含む。以下同じ。）の向上を図るために、研究員（普及事業に従事する者を含む。以下同じ。）、学生又は兵庫県内の農業者（以下「研究員」という。）を受入れることについて必要な事項を定める。

(派遣申請)

第2条 センターに研究員を派遣しようとする者は、次の事項を記載した研究員受入申請書（様式1）を所長に提出しなければならない。

なお、派遣しようとする研究員が農業者であるときは、上記申請書に研究員の住所地を管轄する農業改良普及センター所長の推薦書（様式1-2）を添付するものとする。

- (1) 研究員の氏名等
- (2) 研究員の履歴等
- (3) 派遣の目的及びその理由（必要性、成果の期待及び活用等）
- (4) 試験研究等課題及びその内容
- (5) 試験研究等実施希望場所
- (6) 試験研究等実施希望期間
- (7) 派遣の条件
- (8) その他必要な事項

(受入基準)

第3条 研究員の受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 受入期間は、原則として1年以内とする。
- (2) 研究員の試験研究等課題がセンターの業務と密接な関係を有し、その成果が期待できるものであること。
- (3) 研究員は、試験研究等に関する知識、能力、経験を有していること。
- (4) 申請者は、試験研究等に要する経費の全額を負担し、かつ研究員の身分、その他について総ての責を負うこと。
- (5) その他、所長が必要と認める基準を満たしていること。

(受入の許可)

第4条 研究員の受入は、センターの試験研究等業務に支障がなく、かつ前条の受入基準に適合している場合に限り許可するものとする。

- 2 受入の許可は、所長が選考し決定する。
- 3 研究員の受入の許可を決定したときは、その旨申請者に通知（様式2）するものとする。
- 4 許可をするに当たって条件を付することがある。

（服 務）

第5条 研究員は、センターの研究員又は専門技術員に準じ、所属する部署の長の指揮、監督に従って服務しなければならない。

- 2 研究員は、試験研究等の内容並びに使用する施設及びほ場を記載した試験研究等計画書をあらかじめ所属する部署の長に提出し、その承認を得なければならない。

（許可の取消し）

第6条 所長は、申請者及び研究員がこの要綱の規定に従わないとき又は研究員を不適格と認めるときは、受入の許可を取り消すことができる。

- 2 申請者及び研究員は、前項の許可の取消しについて異議を申し立てることができない。

（成果の報告）

第7条 研究員は、試験研究等成果報告書（様式3）を所属した部署を経由して所長に提出するものとする。

- 2 部署の長は、前項の報告書に意見を付して所長に副申（様式4）するものとする。

（修了証書）

第8条 所長は、前条の報告に基づき、試験研究等に従事し、所定の課程を修了したことを証する修了証書（様式5）を交付することができる。

- 2 所長は、その他必要な事項を証明することができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めのない事項、その他必要な事項は、所長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 兵庫県立中央農業技術センター派遣研究員受入要綱（昭和63年8月1日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成20年6月18日から施行する。
- 6 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

(様式1)

年 月 日

兵庫県立農林水産技術総合センター所長 様

申請者 住所.....
氏名.....
年 月 日生
電話 (.....) 番
電子メール.....

研究員の受入れについて (申請)

このことについて、下記のとおり研究員を派遣し、農林水産業に関する試験研究等を実施させたいので、兵庫県立農林水産技術総合センター研究員受入要綱第2条の規定により申請します。

記

- 1 研究員の所属、職、
- 2 研究員の履歴
別紙1「履歴書」(農業者にあつては別紙2「調書」)のとおり
- 3 派遣の目的及びその理由(必要性、成果の期待及び活用等)
- 4 試験研究等課題及びその内容
- 5 試験研究等実施希望場所
- 6 試験研究等実施希望期間
年 月 日～ 年 月 日
- 7 派遣の条件
兵庫県立農林水産技術総合センター研究員受入要綱の規定によるほか、この要綱に定めのない事項について所長の指示に従う。
- 8 その他必要な事項(添付書類等)
(農業者にあつては推薦書)

(別紙1) 履 歴 書

年 月 日現在

ふりがな		写 真
氏 名		
生年月日	年 月 日生 (満 歳)	
ふりがな		
現住所		
電 話		
電子メール		
ふりがな		
勤 務 先		
電 話		

年	月	学 歴 ・ 職 歴 等

資格等	
-----	--

ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日生 (満 歳)
ふりがな	
現住所	
電 話	
電子メール	

試験研究 等希望の 動機、抱 負	
---------------------------	--

経営状況	(経営耕地(田・畑)面積、施設の種類・面積、作物名・作付面積等) ※ 試験研究課題に関連する事項はできる限り記載すること。 ※ 別紙に記載して添付してよい。
------	--

資格等	
-----	--

(様式1-2)

推 薦 書

被推薦者

住 所

氏 名

上記の者は、農業関係試験研究に関する研究員として適格であると認め、推薦します。

年 月 日

兵庫県立農林水産技術総合センター所長 様

農業改良普及センター所長

(様式2)

農技第 号
年 月 日

(申請者) 様

兵庫県立農林水産技術総合センター所長

研究員の受入れの許可について (通知)

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった標記のことについて、兵庫県立農林水産技術総合センター研究員受入要綱第4条の規定により、下記の条件を付して許可します。

記

1 研究員氏名

2 試験研究等課題及び内容

3 受入期間

年 月 日～ 年 月 日

4 受入場所

5 その他

申請のとおり、兵庫県立農林水産技術総合センター研究員受入要綱を厳守するほか、要綱に定めのない事項についても所長の指示に従うこと。

(様式3)

年 月 日

兵庫県立農林水産技術総合センター所長 様

(研究員) 所属 (部署名)

氏 名

試験研究成果報告書

1 試験研究等期間

年 月 日～ 年 月 日

2 試験研究等実施場所

3 試験研究等目的

4 試験研究等内容

(試験研究成果等を添付)

5 その他意見

(様式4)

令和 年 月 日

兵庫県立農林水産技術総合センター所長 様

部署の長

試験研究成果報告書について (副申)

1 研究員の所属・氏名

2 試験研究等実施期間

令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

3 試験研究等実施場所

4 指導職員氏名

5 試験研究等目的

6 試験研究内容等

7 試験研究内容審査意見

(様式 5)

修 了 証 書

(研 究 員 氏 名)

年 月 日生

あなたは研究員として

年 月 日から

年 月 日まで

〇〇〇〇部門の試験研究等に従事し、所定の課程を修了したことを証します。

年 月 日

兵庫県立農林水産技術総合センター

所長

印